

## 「関係の修正としての非難とゆるし：ゆるしの関係修正説構築の試み」

金沢大学  
佐々木 拓

本発表の目的は、T・スキャンロンや A・スミスの主張する「関係修正としての非難の説明（非難の関係性説）」に依拠して、ゆるし(forgiveness)の説明を与えることである。ゆるしについての哲学的・倫理学的研究は長い歴史をもつが、近年、英米の道徳哲学の領域で議論の盛り上がりを見せつつある。例えば、Warmke, Nelson, and MacKenna (2021)では自由意志論や非難の哲学・倫理学で著名な研究者が新たな視点からゆるしを論じている。責任論から非難の哲学・倫理学、そしてゆるしの哲学・倫理学へという推移は、責任や非難、ゆるしという概念の多義性を踏まえるなら、ある意味で自然と言えよう。というのは、これらの概念は不正行為に対する責任実践という大きな視点のなかで相互規定的に捉えなければ、その概念規定をめぐる論争それ自体が成り立たないためである（非難概念の多義性については佐々木：2017を参照）。とはいえ今のところ、ゆるしの道徳哲学的研究において非難とゆるしの関係が十分に論じられているとは言い難い。現在の論争では、ゆるしの典型は「不正行為に対して抱かれる否定的感情を被害者が克服すること」とされている。そしてその否定的感情の種類の同定や扱われ方が主として論じられているのだが、その一方で近年の非難の哲学では、非難は否定的感情の表出をふくむより広い現象として、すなわちスキャンロンの「関係」の変更として捉えられつつあるためである。反応的感情説対関係性説という非難の哲学における論争を踏まえ、また、非難の解消もしくは撤回としてゆるしをとらえるのであれば、関係性説の観点からゆるしを論じないことは、ゆるしという道徳実践の全容を捉え損なう恐れがあると言えるだろう。

とはいえ、スキャンロンらが論じる非難の関係性説をゆるしの議論に応用することには大きな壁がある。それは、関係の回復はゆるしの必要条件でも十分条件でもないという指摘である（Hughes and Warmke: 2017）。これに、「意図と期待の相互性」として規定される関係概念のあいまいさと関係を成立・維持させる規範（関係構成規範）の文脈依存性という、関係性説のもつ実践上の困難が結びつく。結果として、関係をどのように変更することが「ゆるし」とみなされるのかを明示することは相当に困難なものになってしまうのである。

そこで本発表では、まずは P・ヒエロニーミの「妥協なきゆるし」を起点としつつ（Hieronymi: 2001）、彼女の理論から怒りの要素を取り除く D・ペレブームの議論を援用し（Pereboom: 2021）、非難を不正行為に対する否定的感情の表明ではなく、当該行為によって示唆される「脅威」に対する「抗議」として捉えなおす。非難の抗議説と関係性説の組み合わせはすでに A・スミスの論考に見られるが（Smith: 2013）、彼女の理論は先に述べた関係性説の問題を解決できない。そこで、成田(2021)で提案される「大切にすること」（“care about”）の理解を手がかりに、関係構成規範の中心に関係ケア規範を導入し、不正行為の脅威を関係へのケア（関係／者を大切にすること）に対する脅威と捉え直した上で、その脅威の解消としての関係の再構成をゆるしとみなすゆるしの説明を提示する。